

要 請 書



出典：大曲花火大会

令和 3 年 7 月

自由民主党花火文化芸術振興議員連盟

要 請 書

我が国の花火は、全国各地で多くの人々を楽しませ、心を癒すものとして世代を超えて大衆の中で受け入れられている。その基礎となる花火技術は、全国各地の花火事業者の努力により継承され、不断に向上が図られながら今日に至っているもので、日本の伝統文化の一翼を担うものである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」という。）の拡大に伴い、去年は全国各地の花火大会の中止が相次ぎ、夏の各種イベント開催に向けて花火の製造、販売等に関連して先行投資していた花火事業者の経営が著しく厳しい状態であった。それに加え、依然として続く新型コロナウイルス感染症の影響で、今年の夏も全国各地の花火大会の中止が懸念される中（平年比で去年の中止率 90%を上回る懸念大）、今夏に期待をかけて歯をくいしばって頑張っている多くの花火事業者は絶望の淵に立たされている。このままの状況が続けば、花火事業者の経営継続が極めて困難となり、我が国の伝統文化である花火技術が断絶する危機に直面している。

なお、花火事業者の置かれている実情は、下記のとおりである。

- ① 花火事業者は、主催者（9割近くが地方公共団体或いは公共的団体）との取引において「請負業者」であり、自ら中止の可否を決める立場にない。
- ② 花火大会は、花火の内容が確定した後に契約を締結する商慣習があるため、花火事業者は契約締結前に見込み生産をしている。
- ③ 主催者の一方的な中止決定でありながら、花火事業者にはキャンセル料が支払われていない（これまでの慣行で契約書にキャンセルの規定がない）。
- ④ 極めて大きな経済効果がある花火催事を支えているのは、小規模事業者の集合体である花火事業者であるが、平常時の各社の夏期の業務量は飽和状態にあり、担当花火事業者が倒産した場合には、代替会社を充てることが難しい。つまり、花火事業者の倒産は文化の断絶と地域経済としての収益機会を奪うことを意味する。

- ⑤ 今回の新型コロナウイルスに関する対策として、外食産業や文化芸術事業には各種救済措置があるが、花火事業は適合するものが乏しい。

こうした実情を踏まえ、本議員連盟としては、花火事業者の倒産を防ぐために直接的な緊急救済措置が不可欠と判断し、以下のとおり要請する。

1 雇用調整助成金特別措置の期間延長

(要請)

雇用調整助成金特別措置の期間を令和4年7月末まで延長すること。

※1日あたり 15,000 円/人

(背景等)

- ・ 新型コロナウイルスの影響で約 80%の売上が減少している。
- ・ 売上げがない状況で、雇用を維持できるのは、雇用調整助成金（特別措置）があるからに他ならない。
- ・ 令和3年の夏も花火催事は中止が続いており、令和4年の夏まで売上げが見込めない状況である。
- ・ 令和3年7月末に、本特例措置が打ち切られた場合は、即座に雇用を維持することが出来ず、熟練した職工を大量に解雇せざるを得ない状態に陥る。

2 大規模（花火大会等）文化行事支援金の新設（中止時の請負額支援）

(要請)

花火催事に特化した中止の救済制度を創設すること。

(救済制度のイメージ)

中止になった花火大会請負額の一部を支援する。例えば、元請けだけでなく、中止により影響を受ける国内サプライチェーン（花火卸し事業者等）を支援する。

なお、現行の経済産業省所管の「JLODlive(キャンセル料支援)」制度は、対象が主催者であり、事業者が受け取れない。また、文化庁所管の「ARTS for the future!(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」で支援は可能である

が、キャンセル料支援については緊急事態措置区域等での実施を予定していた活動等の中止のみが対象となっている。

3 倒産防止給付金の新設

(要請)

売上減少率が極端に高い事業者の支援制度を創設すること。

(背景)

- ・花火事業者は、新型感染症の影響から平年比約 80%の売上減少が、2年続くことになる。
- ・業種の特性や業況に応じて、売上げ減少率が極端に高い事業者の倒産を防止するため、緊急の救済措置が必要である。

4 花火催事開催に伴う開催経費(不足分)助成

(要請)

開催経費（不足分）の助成措置を創設すること。

(背景)

- ・協賛企業の業績悪化で花火催事への協賛額が「減額」する。
- ・新たな生活様式の観点から、従来の動員方法を採用できず、有料席の収益は「減額」する。
- ・法人税の減収により、地方自治体・公共的団体からの花火催事への補助金の「減額」が予測される。
- ・新型感染症対策に要する費用が「増額」する。
- ・オンライン型の配信を導入して開催を目指す場合には、配信関係経費が「増額」する。

5 オリンピック・パラリンピックでの花火の活用

(要請)

無観客開催或いは観客数制限開催でも花火を積極的に活用すること。

(背景)

- ・花火催事の主催者は、オリンピック・パラリンピックの開催動向を注視している。
- ・仮に、オリパラが「無観客開催或いは観客数制限開催」となれば、花火催事は中止を余儀なくされる公算が大きい。

6 特例融資制度の実質無利子期間の延長

(要請)

- ① 無担保・無利子期間を「3年まで」から「10年まで」に延長すること。
- ② 据置期間を「5年まで」から「10年まで」に延長すること。
- ③ 事業規模に応じた融資上限額を「8,000万円～3億円」から「1～5億円」に拡充すること。
- ④ 借入金返済期間を「10～15年」から「15～20年」に延長すること。

(背景)

- ・花火の事業は、売上げ期間が夏季に集中しており、現況下での最短の売上げ発生時期は、令和4年の夏となる見込み。
- ・本年より、来夏分の製造等で発生する費用があり、運転資金が不足している。
- ・このため、令和3年、令和4年の損失が極めて大きく、環境が回復した場合も損失を取り戻すまでに長期間を要する。

令和3年7月13日

内閣総理大臣
菅 義 偉 様

自由民主党花火芸術文化振興議員連盟
会 長 中曾根 弘文

(参 考)

○ 自由民主党花火文化芸術振興議員連盟（通称：花火議連）

- ・ 発 足 令和2年12月15日
- ・ 会員数 57名（令和3年6月8日現在）
- ・ 主な役員
 - 最高顧問 二階 俊博
 - 会 長 中曾根 弘文
 - 会長代行 金子 恭之
 - 幹 事 長 松山 政司
 - 事務局長 御法川 信英

○ 関係団体

- ・ 公益社団法人 日本煙火協会（会員：320社）
 - 会 長 磯谷 尚孝 愛知県（（株）磯谷煙火店）
 - 専務理事 河野 晴行
- ・ 一般社団法人 日本煙火芸術協会（会員：30社）
 - 会 長 青木 昭夫 長野県（（株）紅屋青木煙火店）
 - 理 事 細谷 圭二 東京都（（株）ホソヤエンタープライズ）
- ・ 一般社団法人 日本花火推進協力会（会員：25社）
 - 会 長 小勝 敏克 東京都（（株）日本橋丸玉屋）
 - 理 事 小松 忠信 秋田県（（株）小松煙火工業）
 - 理 事 佐野 明正 愛知県（（株）若松屋）
 - 事務局長 岩野 成 東京都（（株）日本橋丸玉屋）